

事業者各位

公益財団法人横浜市建築保全公社

余裕期間制度の試行について

令和元年度中に発注予定の工事の一部を対象に、建設資材や労働者の確保等、円滑な工事体制の確立を目的として、技術者の配置等に係る余裕期間制度を試行します。

1 対象工事について

対象工事は、入札公告（別紙1）において「余裕期間制度試行対象工事」である事を示すとともに、契約図書に「余裕期間に関する特記仕様書」（別紙2）を添付して契約を締結します。

なお、対象工事は令和2年度に工事を着手するが、令和元年度中に契約を締結して、年度内は工事の準備等を行うものとしします。

2 余裕期間について

余裕期間の設定は「発注者指定方式」とします。

余裕期間は対象工事すべてについて、契約日から令和2年3月31日（火）までの間とし、工事着手日は令和2年4月1日（水）とします。

なお、やむをえない理由により、前記工事着手日以降に契約締結となった場合は、余裕期間は適用しないこととします。

契約日	R2.3.31	R2.4.1（工事着手日）	契約工期
←-----→		←-----→	
<余裕期間> ・技術者・代理人の配置は要しない （技術者については、落札決定審査事項のため、開札後審査します。） ・工程表、現場代理人選定通知書、及び工事費内訳書提出 （契約締結後7日以内提出） ・現場への乗込み不可		<実施工期> ・技術者・代理人等は他の工事により専任配置されていないことを確認します。 ※技術者・代理人は基本的に変更できません、配置する際は、注意してください。 （配置できない場合は契約解除となる場合があります。） ・工事着手届提出（工事着手日に提出） ・前払金の請求可能 ・現場への乗込み可能	

（参考）余裕期間制度の活用について（国土交通省通知文）

<http://www.mlit.go.jp/common/001135341.pdf>

3 余裕期間における技術者の配置について

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しません。

入札参加資格で求める技術者等の配置要件については、工事着手日（R2.4.1）以降に適用するものとしますが、開札後に資格等の審査し落札者を決定します。

※ 今回の工事が技術者の専任配置を要し、かつ配置予定の技術者が、現在別工事に従事している場合は、工事着手日までに必ず該当工事が完了することを確認のうえ配置してください。

4 現場代理人の常駐について

余裕期間内は、工事請負契約約款第 11 条に定める現場代理人の常駐を要しません。

なお、工事着手日（R2.4.1）以降は、現場代理人常駐義務の緩和措置を適用することができます。

5 その他

(1) 余裕期間における準備等について

余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、関係者との協議などを行うことができますが、資材の搬入や仮設物の設置など工事着手と判断される準備等を禁止します。

なお、余裕期間内に行う準備は原則として請負人の責により行いますが、監督員と協議の上で、関係者協議等を行うこととします。

(2) 技術者等が配置できない場合

工事着手日（R2.4.1）において、上記 3、4 の技術者及び現場代理人を配置できない時は、建設業法等に違反するため、契約を解除することがあります。

技術者等の配置には、ご注意ください。

<問合せ先>

総務課 契約係

松永・古川・倉澤

電話： 641-3124

【余裕期間制度試行対象工事】

第 ○ 号

令和2年 月 日

契約番号	19-1001		
入札方法	電子入札		
入札型式	通常型条件付一般競争入札		
工事件名	○○○△△□□工事		
施工場所	○○区○○町○丁目○番○号		
工事概要	□□□改修工事		
工期	契約締結の日から令和 2 年 月 日まで		
予定価格	○○○○○○ (消費税及び地方消費税を除く)		
最低制限価格	開札後に公表		
入 札 参 加	令和元年度の横浜市入札参加資格登録を有する者で下記の1から7までの条件を満たす者。		
	1	登録工種	建築
	2	格付等級	A・B
	3	登録細目	建築工事
	4	所在区分※	市 内 ※横浜市入札参加資格登録の際、登記簿上の本店及び経審申請の主たる営業所が横浜市外の場合は、「準市内」又は「市外」登録となり、対象外です。
5	所在区指定	○○区内、○○区内、○○区内又は○○区内のいずれかに主たる営業所の所在地があること。 ※「優良工事施工者表彰受賞者リスト（平成31年4月1日 白を免除する（上記受賞者リストは、平成31年4月1日	

1 ページ目一部省略

契約番号	19-1001		
工事件名	○○○△△□□工事		
入 札 に 係 る 必 要 事 項	【入札参加資格 7 その他】		
	1 公益財団法人横浜市建築保全公社の電子入札システム利用申請を行い、当公社の電子入札システムにより利用者登録を完了していること。		
	2 本工事は余裕期間制度の試行対象工事であるため、技術者が落札候補者通知の送付において、専任配置を要する他の工事に専任の技術者として従事している者であっても、当該工事が令和2年3月31日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱う。		
	【注意事項】		
1 入札にあたっては、入札書及び工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書には、当該工事に対応する内容の内訳を記載することとし、工事費内訳書の合計金額と入札金額は一致させること。			
2 本工事は余裕期間制度の試行対象工事であり、工事着手日は令和2年4月1日である。詳細は、特記仕様書に定めがあるので留意すること。なお、工事着手日に入札参加資格に定める技術者を配置できないときは、建設業法等に違反するため、契約を解除することがある。			

2 ページ目

余裕期間に関する特記仕様書

本工事は、請負人の円滑な工事施工体制の確保を図るため、次のとおり余裕期間を設定した工事である。

1 余裕期間及び実施工期

- (1) 余裕期間 : 契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで
- (2) 実施工期 : 令和2年4月1日(工事着手日)から完成期限まで

2 余裕期間における技術者の配置について

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない、また、現場代理人の常駐を要しない。

3 工事着手届出書

工事請負契約約款第3条の規定にかかわらず、工事着手届出書は上記工事着手日に提出すること。

4 請負代金内訳書及び工程表

工事請負契約約款第4条に定める請負代金額内訳書及び工程表については、契約後速やかに提出し、監督員と協議の上必要な準備等を行うこと。

5 余裕期間における準備等について

余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、関係者との協議などを行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は請負人の責により行うものとする。

6 前払金について

請負人は、工事請負契約約款第35条第1項の規定にかかわらず、工事着手日以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。

7 CORINSへの登録について

技術者の従事期間は、実施工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)